

日南町告示 第27号

農地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和7年8月26日付鳥農機構第250号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により、別添のとおり告示する。

令和7年8月29日

日南町長 中村 英明

農用地利用集積等促進計画

農地番号	土地の表示				地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利		地域計画 の地区		契約 の地区 (注3)							
	市町村	大字	字	地番	現況地目	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	内容	質料単価 (円/10a) (kg)	質料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	質料単価 (円/10a) (kg)	質料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	添付書類区分 契約区分 (注1)	添付書類区分 契約区分 (注2)	新規 更新	更新 付替	契約の状況	地域計画 の地区	契約 の地区 (注3)	備考								
1	日南町	折渡	宇山神谷尻	185-1	烟	畠	一般	207.00	207.00	R7.9.1	R17.3.31	9年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R17.3.31	9年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	日南町	芥屋	宇ツリ田	4201	田	田	水田	2,632.00	2,250.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	日南町	豊栄	宇蛇ヶ城前	2045	田	田	水田	3,634.00	3,210.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	日南町	豊栄	宇前田	2057	田	田	水田	1,986.00	1,730.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	日南町	豊栄	宇前田	2062	原野	原野	管理	206.00	206.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	日南町	豊栄	宇前田	2063	田	田	水田	1,217.00	900.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	日南町	豊栄	宇前田	2064	原野	原野	管理	218.00	218.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	日南町	豊栄	宇前田	2065	田	田	水田	1,152.00	980.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	日南町	中石見	宇木野小原下モ	765-1	烟	畠	一般	147.00	147.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	日南町	中石見	宇木野中石見	765-2	烟	畠	一般	1,183.00	1,183.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	日南町	中石見	宇河原	2026-1	田	田	水田	956.00	810.00	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R12.3.31	4年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	日南町	新屋	宇三通り田	2141	田	田	水田	2,259.00	2,090.00	R7.9.1	R17.1.31	9年5ヶ月	-	-	R7.9.1	R17.1.31	9年5ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	日南町	折渡	宇木野下モ	1396	田	田	水田	1,621.00	1,340.00	R7.9.1	R17.3.31	9年7ヶ月	-	-	R7.9.1	R17.3.31	9年7ヶ月	-	-	①認定業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して質料を授受。 ②地権者と耕作者が質料を直接授受。

注2 ①認定業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体

注3 市町村で「添付書類(質借権、使用賃借等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画」により質借権等を受けた者の農業経営の状況等(農業経営の状況)は添付されたものとみなす。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借り入れした農地を貰付ける場合。

注5 ①貸出借受が地権者から借入れのみを行った場合。 ②機構が地権者から借入れした農地を貰付ける場合。

○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 貸借権の設定等の条件
公益財团法人鳥取県農業農村相手取い手育成機構（以下「乙」という。）による貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該

ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたときは、解除をすることを条件とする。
イ 正當な理由がないと乙が認めたとき。
ウ (8) イに該当する違反があつたとき。

(2) 借賃の支払
ア 乙を介した借賃授受の場合、丙は乙の指定する期日までその指定する口座に1年間分の借賃を支払う。

(3) 借賃の支払猶予
ア この農用地利用集積等促進計画に定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなるたった場合には、借賃の改訂に当たっては、それが乙又は丙の責めによるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなるたった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。

(4) 借賃の改訂
ア この農用地利用集積等促進計画に定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第45号の規定によるものである。

(5) 境界の明示
ア 甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 転貸又は譲渡
ア 丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7) 遅延損害金
ア 丙は、(3)により支拂を猶予した場合を除き、(2)アに定める期日までに借賃を支払わなければならない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徵收条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
ウ 借賃の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借賃に関する債務及び債務を有さず、借賃の債権及び債務を有さず、借賃の未払及び遅延損害金を請求することができない。

(8) 修繕及び改良
ア 乙、丙の責には、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲において修繕することができる。
イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。(ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。)
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等
ア 丙が当該土地に附属物の設置を行ふことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならぬ。
イ 丙が当該土地に附属物を設置した場合には、当該附属物を取去する義務は丙が負い、取去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を取去しないことに同意を得たときは、丙が附属物を設置したとしたときは、丙が附属物を取去する義務を負わない。

ウ 丙が当該土地の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を取去しないことへの同意が得られている場合は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、甲は、この限りでない。

(10) 相続公課の負担
ア 丙が当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。
エ その他当該土地の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(11) 賃借権の存続期間の満了したときは、丙は、原状回復の義務を負わない。

ア 丙が当該土地の存続期間が満了したときは、丙は、甲及び乙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなつたときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は設定

ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙が報告を始めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に關する法律第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。

ウ (15) 機構賃借連事業について
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(16) その他
この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に關し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。